

平成 25 年 10 月 8 日

上越市長 村山秀幸様

上越市議会厚生常任委員会

委員長 柳沢周治

第 5 期介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホーム設置経緯について

去る平成 25 年 9 月 11 日及び 10 月 7 日の委員協議会において、協議題となった標記の件につき、厚生常任委員会の総意として、下記の通り申し入れます。

記

1 上越市第 5 期介護保険事業計画に基づく上越市内における特別養護老人ホームの設置について、このほど事業者の募集が行われ、上越市介護保険施設整備等検討委員会による審査の結果、指定権者である新潟県と施設開設のための協議を行う事業候補者が決定された。

しかし、その審査に先立ち、審査のポイントとして示された提案課題が本年 2 月に変更され、あらたに加算評価項目として「介護老人福祉施設入所申込者が多い圏域での整備」が加えられた。

このことは、従来からの「広域型の施設サービスについては、サービス提供範囲が限定されることがないため、市内のどこに住んでいてもサービスを受けることができる」と考える「広域型の施設整備にあたっては、事業者募集の際に特定の地域を優先することや事業者への働きかけはしていない」という姿勢と矛盾するものである。

また、昨年には名立区地域協議会から「施設サービスが受けられる高齢者福祉施設が未整備であるという不均衡な状況、地域格差の是正を図る」視点での要望が出され、それに対して上記と同様の回答を示しているにもかかわらず、その後間もない時期に評価項目を変更するというに至った。

このことは、当該の名立区地域協議会において、行政への不信感が示されたともとれる事態が生じたのみならず、全市に於いて市民の行政への信頼を損ないかねない事態であると考えざるを得ない。

については、こうした事態に至った経緯を詳らかにするとともに、今後このような矛盾が起こらないよう、評価項目の是正を行い、第 6 期介護保険事業計画の策定と実施においては、万全の準備と十分な注意を持って臨むべきである。

2 このたび事業候補者の決定に際しては、あくまでも県との協議を行う事業候補者の決定であるにもかかわらず、一部マスコミにより、あたかも正式に決定したかのように報道された経緯がある。このことは、指定権者である新潟県との信頼関係を損なうおそれすらあるとも言える。報道に至った詳しい経緯については明らかではないが、事業候補者の決定以後の情報管理の甘さがこうした事態を招いたことは確かであることから、以後、必要な情報管理体制を構築し、かかる事態が二度と生じないよう、留意すべきである。

3 特養とミニ特養の設置は、介護保険事業計画の重点登載事業の一つであり、その選考基準と選考結果については速やかに議会(委員会)への報告がされて然るべきと考える。今後の市政運営の中で、十分留意されることを求めるものである。

以上